

産前産後期間における国民健康保険税の減免について

1 経緯

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）が令和5年5月19日に公布され、国民健康保険税の改正部分（地方税法及び地方税法施行令）は、令和6年1月1日から施行されることとなった。

2 趣旨

(1) 地方税法の一部改正（出産した被保険者等に係る国民健康保険税の免除措置に関する事項）

市町村は、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとする。

(2) 国民健康保険法の一部改正（出産した被保険者等に係る国民健康保険料等の免除措置に関する事項）

ア 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者について条例に定めるところにより行う国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定める定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないものとする。

イ 国は、政令で定めるところにより、アによる繰入金の2分の1に相当する額を負担するものとする。

ウ 都道府県は、政令で定めるところにより、アによる繰入金の4分の1に相当する額を負担するものとする。

対象	減免期間	減額内容	国・地方の負担
令和6年1月1日以降に出産する国民健康保険税納税義務者又は被保険者がいる世帯	出産予定日の前月から（多胎妊娠の場合は3月前から）出産予定日の翌々月	出産（予定）者の所得割額及び均等割額	国 : 1 / 2 県 : 1 / 4 市町村 : 1 / 4

3 今後の流れ

・政令に定められた基準に基づいて、令和6年1月1日から運用ができるよう掛川市国民健康保険税条例の改正を行う。